広島県広報コンクール

最優秀賞に選ばれました

"伝わる"広報誌を目指し、昨年8月号からリニューアルした広報「あきたかた」。2021年の初受賞 に続き、2年連続で2回目の「広島県広報コンクール最優秀賞」を受賞しました。

安芸高田市への愛着や誇りを 高めるきっかけになるような 広報誌を目指しています!



広報「あきたかた」は、市民の皆さんに市政の情報や市の 魅力を知っていただくことを目的に発行しています。大切に しているのは「伝える」ではなく、「伝わる」こと。誰もが読み やすい文章やデザインで、手に取ってみたくなる、そして内 容が分かりやすい誌面になるよう力を入れています。

取材記事の中には、市民の方の思いをできるだけ載せる ようにしています。モノゴトの背景にある物語や人となりを 知ることで、興味をひかれたり、ちょっとやってみようかな、 と一歩を踏み出すきっかけになれば幸いです。

広報「あきたかた」は、一方通行で情報発信するツールで はなく、市民と行政をつなぐコミュニケーションツールです。 読者アンケートなどを通して、ぜひ、皆さんの感想や意見を 聞かせてください。

- ■毎月、秘書広報課のメンバーで会議を行い、掲載する内容を決 めています。いろいろな視点から話し合い、出てきたアイデアを 整理しながら進めます。
- ■限られた誌面を有効活用するよう工夫しています。掲載してい る二次元バーコードから、より詳しい情報にアクセスできます。



最優秀賞を 受賞したのはこちら

2022年8月号





〈審査員の講評〉

- ■広報紙のレベルを一気に上げた 印象がある。
- ■伝えたいことが簡潔にまとめら れており、若い人にも読みやす い文章。
- ■リニューアルしてポップでおしゃ れになった。横書きのフォー マットに統一している点がとて もいい。



⚠ 行政情報

2023年度 まちづくり助成金



市民団体などの自主的なまちづくりの活動に対して、 助成金を交付します。

《対象団体》 ※下記の全てに該当する団体

■ 構成員が5人以上で、安芸高田市在住の方が含まれ る、または所在地が本市にある団体

《審査対象活動》 ※下記のいずれかの活動

- ■市が抱える課題の解決や魅力向上、人材育成につなが る活動
- ■市に広く利益をもたらすことができる活動

活動の例

- 高校生の放課後に学びの場を提供
- 空き家、空き店舗をみんなで改修してシェアスペース、 集いの場づくり
- 地域の名所でマルシェ、屋台の開催
- 自然の中で子育て活動を企画運営
- 景観整備と新たなビジネスを実施
- 高齢者の困り事を若者の力で解決
- 既存のイベントで新たな取り組みを実施する手伝い
- 地場産品や伝統芸能などを応援する新たな取り組み を企画・実施

《申請方法》

政策企画課地方創生推進係に設置している申請書類 を提出

※市ホームページからダウンロードできます。

《申込受付期間》

5月1日(月)~6月30日(金)17:00 ※必着

《助成金額》

	スタートアップ部門	レベルアップ部門
支援目的	新たな活動を起こそう とする団体を支援	まちづくり活動を行って きた団体の発展を支援
交付回数上限	1回	3回
助成金額上限 (助成率:10/10)	70万円	10万円

《助成対象活動期間》

交付決定後~2024年3月31日(日)

■審査会(7月開催予定)

各申請団体が企画内容を発表し、その内容を「安芸高 田市まちづくり助成金運営委員会」が審査します。この審 査結果を受けて、市が助成金を交付します。

問政策企画課 地方創生推進係 ☎・お太助フォン 42-5612 単42-4376

軽自動車税(種別割) 減免申請を受け付けます



障害のある方が使用する軽自動車、原動機付自転車 等は軽自動車税(種別割)が減免される場合があります (昨年度減免を受けた方には納税通知書発送時に申請 書を同封します)。

《対象者》

■ 4月1日時点で、身体障害者手帳等を所持している方

※認定の等級や障害の部位によっては、減免の対象にな らない場合があります。

《対象車面》

障害者本人が所有し、下記のいずれかに該当する車両

- 障害者本人が運転する軽自動車等
- 障害者と生計を一にする方が、その障害者のために運 転する軽自動車等

(障害者の年齢が18歳未満、または障害の状態が重い 方の場合は、生計を一にする方の所有でも可)

- 障害者のみの世帯で、障害者を常時介護する方がそ の障害者のために運転する軽自動車等
- ※減免できる車両は、障害者1人につき1台です。
- ※普通自動車で減免を受ける場合は、軽自動車税(種別 割)の減免を受けることはできません。
- ※減免を受けた場合で、お太助タクシーチケットの交付 を受ける方は、交付枚数が半分になります。

《申請時必要書類等》

- 軽自動車税(種別割)納税通知書
- 減免申請書

(用紙は税務課、または各支所窓口係にあります)

- 手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳また は精神障害者保健福祉手帳など)
- ■車検証

(車検証がない車種の場合は標識交付証明書)

- 運転する方の運転免許証
- 納税義務者のマイナンバーがわかるもの(マイナン バーカード、個人番号通知カードなど)
- ※納税義務者以外の方が申請する場合は別途書類(本 人確認書類など)が必要です。

《受付期間》

5月10日(水)~24日(水)

※昨年度減免を受けた方も、改めて今年度の申請が必要 です。

《申請窓口》 税務課市民税係、または各支所窓口係

問税務課 市民税係

☎・お太助フォン 42-5614 월42-2130